証券コード　8165
平成21年３月10日

株　主　各　位

大阪市北区同心一丁目８番９号
株式会社千趣会
代表取締役社長　行待　裕弘

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、次々頁の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　　　時　平成21年３月27日（金曜日）午前10時

２．場　　　　所　大阪市北区同心一丁目８番９号
株式会社千趣会本社２階　ホール
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

３．目的事項

報告事項
１．第64期（平成20年１月１日から平成20年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第64期（平成20年１月１日から平成20年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.senshukai.co.jp/soukai）に掲載させていただきます。

《議決権行使についてのご案内》

１．議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成21年３月26日（木曜日）午後５時30分）までに到着するようご返送ください。

２．電磁的方法（インターネット等）による議決権行使

(1) 議決権行使サイト（http://www.webdk.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及び仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

＊バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(2) インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日（平成21年３月26日（木曜日）午後５時30分）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによって、複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(5) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

(6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer5.5 SP2以上又はNetscape6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。）

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、Netscape Communication Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

上記１、２についてご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

住友信託銀行株式会社 証券代行部 専用ダイヤル ＿ 0120-186-417(24時間受付)

<用紙の請求等、その他のご紹介> 0120-176-417（平日午前９時～午後５時）

３．機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成20年１月１日から平成20年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

　当連結会計年度におけるわが国の経済は、米国のサブプライムローン問題やリーマン・ブラザーズの破綻に端を発した未曾有の世界的な金融危機の影響による株価の大幅な下落や為替の急激な変動により、企業業績が急速に悪化いたしました。また雇用・所得環境が一層厳しさを増し、景気の後退感が鮮明になってきました。小売業界におきましても、各種の資源価格が大きく変動したことや、景気の悪化による消費者の節約志向と生活防衛意識の高まりなどから個人消費は低迷しております。また通信販売業界におきましては、「巣ごもり消費」によるネット通販の高まりはあるものの個人消費においてなお力強さを欠いており、業態間・企業間の優劣や格差に加え、天候不順などの影響が見受けられます。このような環境の中、商品・サービスに対する消費者の選別や価格競争が一段と激しさを増し、今後も先行き不透明な状況が続くと思われます。

　当社グループにおきましては、かかる状況のもと、平成22年度を最終年度とする『中期経営計画』の初年度として、計画の重点戦略を推進しております。

　この結果、当連結会計年度の売上高は、1,582億85百万円（前期比1.0％増）となりました。

利益面に関しましては、若干の原価率の上昇及びカタログ費用など販売費並びに一般管理費比率の上昇により、営業利益は24億13百万円（前期比54.4％減）、経常損益につきましては、金融不安による急激な円高と株安による複合金融商品評価損約13億円及び為替差損約59億円により45億53百万円の経常損失（前期は56億26百万円の経常利益）となりました。当期純損益につきましては、固定資産売却及び除却損約７億円、大幅な株式相場の下落に伴う減損処理による投資有価証券評価損約５億円及び、遺憾ながらヘッジ会計の処理の見直しに伴う前期決算訂正による前期損益修正損約９億円等を計上し、68億33百万円の当期純損失（前期は24億94百万円の当期純利益）となりました。

事業別概況

（通信販売事業）

　カタログ事業と頒布会事業を合わせた通信販売事業の当連結会計年度の売上高は1,445億85百万円（前期比0.7％減）となりました。営業利益は、28億66百万円（前期比48.8％減）となりました。

①カタログ事業

　カタログ事業では、現在18種類のカタログを通して様々な生活提案とともに千趣会らしさにこだわった商品をお届けいたしております。

　昭和51年のスタート以来、ファッション衣料を中心として服飾雑貨、インテリア、日用雑貨からマタニティ用品、子供服に至るまでの様々なジャンルの商品を会員の皆様のニーズにあわせてお届けし、支持を得てまいりました。

当期カタログ事業におきましては、売上は第３四半期まで比較的順調に推移いたしましたが、世界的な金融危機による急激な消費の落込みで、10月からは前年対比マイナスが続きました。その結果、当連結会計年度の売上高は1,318億86百万円（前期比0.1％減）となりました。

②頒布会事業

頒布会事業は、オフィスで働く女性を中心に、グループ及び個人の会員の皆様に、毎月定期的に商品をお届けするという販売形態をとっており、他の通販会社とは異なる独自のシステムで事業を展開しております。

お届けしている商品は雑貨・食品を中心にコレクション性の高い、様々なアイテムを取り揃えており、そのほとんどは市販の商品には見られないオリジナリティの高い商品です。

前期から新たに頒布会事業の再構築策として「職域設置BOX（ちょこたべBOX）」事業を開始し、職域窓口の拡大を図っておりその数は約21,000BOXとなりました。しかしながら、売上高・会員数ともに対前期比において減少という結果となりました。

当連結会計年度の売上高は126億98百万円（前期比6.9％減）となりました。

※当期より組織変更に伴い、カタログ事業と頒布会事業において一部媒体を相互に移管いたしました。対前期比数値は、移管後の基準による比較となっております。

（その他の事業）

旅行・クレジットなどを主とするサービス事業、店舗事業、ペット事業、法人向けの商品・サービスを提供する法人事業、また今年度下期から新たに連結子会社化いたしました邸宅風ウェディング事業を行う㈱ディアーズ・ブレイン等を合わせた、その他の事業の当連結会計年度の売上高は、136億99百万円（前期比23.1％増）となりました。しかしながら、営業損失は４億39百万円（前期比１億46百万円の損失増）となりました。

事業セグメント別売上高

（単位：百万円）

事業の種類別セグメントの名称及び品目		第 63 期 平成19年１月１日から 平成19年12月31日まで		第 64 期 平成20年１月１日から 平成20年12月31日まで		前期比増減額 （△は減）	前期比増減率 （△は減）
		金　額	構成比	金　額	構成比		
通信販売事業	衣料品	59,347	37.9%	61,373	38.8%	2,025	3.4%
	インテリア	36,256	23.1	34,613	21.9	△1,643	△4.5
	生活雑貨	24,364	15.5	23,502	14.8	△861	△3.5
	服飾雑貨	17,709	11.3	16,867	10.6	△842	△4.8
	食品	6,409	4.1	6,150	3.9	△258	△4.0
	その他	1,576	1.0	2,079	1.3	502	31.9
	小計	145,664	92.9	144,585	91.3	△1,078	△0.7
その他の事業		11,128	7.1	13,699	8.7	2,571	23.1
合計		156,792	100.0	158,285	100.0	1,493	1.0

（注）前連結会計年度は、通信販売事業において頒布会事業を中心とした品目別売上高を開示しておりましたが、現在ではカタログ事業が売上高の大部分を占めることから、カタログ事業を中心とした品目別売上高に変更させていただいております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資は、本社ビル14億41百万円を含め総額25億97百万円であります。そのほかにコンピュータシステムの開発費用等として、６億14百万円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、自己資金に加え、借入金でまかないました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成22年12月期（第66期）を最終年度とする３ヵ年の『中期経営計画』を策定しております。

①『中期経営計画の基本方針』

ⅰ　チャネルミックスの推進

前中期経営計画で掲げていた「マルチチャネルの推進」を更に深化させ、単にチャネル数を拡大するだけではない本質的なチャネル融合とスピードアップを目指し、相乗効果を獲得してまいります。

ⅱ　マルチブランド展開

「ベルメゾン」単一ブランドでは獲得しにくかった年代層の顧客獲得と事業の多角化(商品群、サービス拡大)を進めるために、ベルメゾンブランドを無理に利用しベルメゾン自体の価値を毀損しないよう顧客層や扱う商品ジャンルに適したブランドを複数展開させる「マルチブランド戦略」に転換いたします。

ⅲ　顧客層の拡大

シニアマーケット向け商材や媒体の開発により50代以上の顧客層を拡大してまいります。また20代に関しても拡大を目指しますが、20代前半は性急な獲得は行わず、他社とのアライアンスやM＆Aをベースにインターネット、モバイル、雑誌等のメディア活用により獲得を目指すとともに、20代後半の顧客の獲得を強化し、20代全体としての顧客の維持を図ってまいります。

ⅳ　ＳＣＭ（商品供給一連管理）強化

在庫の増大により悪化したキャッシュ･フローの改善を最優先課題とし、マネジメント体制の再構築により在庫の効率化を実施し、ＳＣＭの更なる強化を図ってまいります。

②当連結会計年度における取組み状況

ⅰ　チャネルミックスの推進

当期より各事業本部にてチャネルコントロール機能を持ち、各事業本部にてチャネル別売上の管理及びインターネットや店舗における施策を策定し、チャネルミックスを推進しております。当期のインターネット売上は、全体で663億円（内純ネット売上373億円）となりました。また、「暮らす服」ショップは新たに５店舗オープンし、合計６店舗としております。今後も更なるチャネルの深化を目指してまいります。

ⅱ　マルチブランド展開

ベルメゾンブランドをカタログだけではなくＷｅｂをも含むブランドとして明確に位置付けるとともに、ベルメゾン以外のブランドも育成し、各々の価値を向上させ、結果として千趣会グループ全体の価値向上を目指してまいります。

ⅲ　顧客層の拡大

20代：20代顧客開拓に向けて、当社Ｗｅｂサイトを８月に商品ジャンル別専門サイトにリニューアルするとともに、20代向けの新サイト「ベリッシ」をオープンいたしました。今後は、カタログ「ファッションプラス」のリニューアルを平成21年度に行う予定です。そしてより確かな品質と価格バリューのある商品を品揃えしてまいります。

50代：50代会員はカタログ「暮らす服」の販売チラシの活用や「スタイルノート」「ラシサ」のサイズやテイストの拡大による新規会員の獲得と既存会員の継続を目指してまいります。

ⅳ　ＳＣＭ（商品供給一連管理）強化

荷分れ率・即時供給率に関しましては前期より悪化いたしました。しかしながらカタログ商品在庫におきましては、分割納品による過剰入荷の抑制やカタログ期限終了後の早期バーゲン実施等により対前期比で約26億円減少しております。今後も在庫水準の適正化により、キャッシュ・フローの改善に取組んでまいります。

また、当社グループは、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった、様々な利害関係者との調和による企業価値の向上を図るために「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」への取組みを必要不可欠なものとして認識し、内部統制システムの整備を行うとともに、透明性の高い経営システムの構築を図り、有効に機能させることが重要であると考えております。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示に努める一方で、内部統制システムの改善と充実を図りながら、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、更なる企業価値の向上に全力を尽くす所存でございます。

株主の皆様からの一層のご支援、ご鞭撻をお願い申しあげる次第であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区分	第　61　期 （平成17年12月期）	第　62　期 （平成18年12月期）	第　63　期 （平成19年12月期）	第　64　期 （平成20年12月期）
売　上　高	145,453	148,150	156,792	158,285
経常利益又は経常損失（△）	3,962	5,240	5,626	△4,553
当期純利益又は当期純損失（△）	1,267	3,627	2,494	△6,833
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	27円44銭	78円81銭	53円60銭	△146円29銭
総　資　産	92,788	95,508	98,422	104,059
純　資　産	52,519	55,708	55,955	44,274
1株当たり純資産額(円)	1,143円12銭	1,207円89銭	1,197円62銭	947円19銭

（注）　第62期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。

上記表中「純資産」に関しましては、第61期は資本の部の合計金額を、第62期以降は純資産の部の合計金額を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
千趣会ゼネラルサービス(株)	百万円 496	% 100.0	旅行業・情報提供サービス業
(株)ディアーズ・ブレイン	350	98.2	邸宅風ウェディング事業
千趣運輸(株)	99	100.0	貨物自動車運送業
千趣ロジスコ(株)	95	100.0	荷造梱包業
千趣会コールセンター(株)	60	100.0	テレマーケティング業務の企画・実施
千趣会サービス・販売(株)	50	100.0	顧客対応サービス及びエリアマーケティング

重要な子会社の状況に記載した６社を含み、連結子会社は13社であります。

（株）ディアーズ・ブレインは、平成20年５月の株式追加取得に伴い、持分法適用関連会社から連結子会社となりました。

当連結会計年度の売上高は1,582億85百万円、当期純損失は68億33百万円となりました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、通信販売事業を主たる事業とし、その他の事業として店舗を含む小売事業・ウェディング事業や旅行業などのサービス事業・法人向けの商品・サービスを提供する法人事業等の関連事業を営んでおります。

(8) 主要な拠点等

当社	本　　社	大阪市北区
	東京本社	東京都品川区
千趣会ゼネラルサービス(株)	本　　社	大阪市北区
	東京支店	東京都品川区
(株)ディアーズ・ブレイン	本　　社	東京都千代田区
千趣運輸(株)	本　　社	大阪府茨木市
千趣ロジスコ(株)	本　　社	大阪市北区
	鹿沼支社	栃木県鹿沼市
	中部支社	岐阜県可児市
	京都支社	京都府京田辺市
	甲子園支社	兵庫県西宮市
千趣会コールセンター(株)	本　　社	大阪市北区
千趣会サービス・販売(株)	本　　社	大阪市北区

(9) 従業員の状況

① 連結会社における状況

セグメント	従業員数	前期末比増減(△は減)
通信販売事業	1,024名	35名
その他の事業	370名	155名
全社（共通）	104名	3名
合計	1,498名	193名

（注）１．従業員数は、就業人員（社員及び契約社員）であります。

２．その他の事業の従業員数が、前連結会計年度末の従業員数と比し、155名増加しておりますが、その主な要因は、関連会社であった（株）ディアーズ・ブレインを平成20年５月の株式追加取得に伴い、新たに連結の範囲に含めたこと等によるものであります。

② 当社における状況

従業員数	前期末比増減（△は減）	平均年齢	平均勤続年数
785 名 (149)	18 名 (32)	37.9 歳	11.0 年

（注）１．従業員数は、就業人員（社員及び契約社員）であり、子会社への出向社員（87名）は含んでおりません。
２．従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者の年間平均雇用人員（１日7.5時間換算）であります。
３．社員の定年は、満60歳であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	百万円 5,494
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,553
株式会社みずほ銀行	3,120
住友信託銀行株式会社	1,300
株式会社りそな銀行	550

２．会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数** 180,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 47,630,393株

(3) **株主数** 10,387名

(4) **大株主**

発行済株式の総数（自己株式を除く）の10分の１以上の株式を保有する株主はおりませんが、当社大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社ブレストシーブ	3,650千株	7.81%
日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社	3,400	7.28
凸版印刷株式会社	1,838	3.94
有限会社左右山	1,792	3.84
株式会社三井住友銀行	1,665	3.57
大日本印刷株式会社	1,509	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	1,480	3.17
株式会社みずほ銀行	1,319	2.83
日本生命保険相互会社	988	2.12
千趣会グループ従業員持株会	825	1.77

（注）１．千株未満は切り捨てて表示しております。
２．出資比率は自己株式（917,908株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成20年12月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	行　待　裕　弘	
専　務　取　締　役	田　川　喜　一	事業部門管掌（ファッション事業本部、ライフスタイル事業本部、育児事業本部、マンスリー事業本部、ギフト＆グルメ事業本部、国際部、ベルメゾン生活スタイル研究所、アトピュラン開発室）
専　務　取　締　役	田　辺　道　夫	経営企画・管理部門管掌（経営企画部、総務本部、業務本部、マーケティング本部、制作本部、営業部、創造研究開発室）
常　務　取　締　役	澤　本　荘　八	東京本社管掌（東京事業本部、東京総務・広報部）
取締役常務執行役員	藤　由　和　秀	総務本部長
取締役常務執行役員	朝　田　　　郁	ライフスタイル事業本部長
取　締　役	大　石　友　子	京都学園大学経営学部教授
取　締　役	佐　野　利　勝	
常　勤　監　査　役	鳥　取　捷　二	
常　勤　監　査　役	猪　田　義　廣	
監　査　役	小　泉　英　之	公認会計士　小泉公認会計士事務所代表
監　査　役	森　本　　　宏	弁護士　弁護士法人北浜法律事務所代表社員

（注）１．取締役 大石友子及び佐野利勝の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役 小泉英之及び森本　宏の両氏は、社外監査役であります。
３．社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．平成20年３月28日付で常務取締役 田川喜一及び田辺道夫の両氏は、専務取締役に、取締役執行役員 藤由和秀及び朝田　郁の両氏は、取締役常務執行役員にそれぞれ就任いたしました。

5．平成20年６月1日付の組織変更に伴う役員の「担当又は他の法人等の代表状況等」の変更は、次のとおりであります。

地　　位	氏　名	変　更　前	変　更　後
取締役常務執行役員	藤由和秀	総務本部長、経営企画本部長	総務本部長

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退任日	退任理由	退任時の地位
堀井紘一	平成20年３月28日	任期満了	専務取締役
久保田　清	平成20年３月28日	任期満了	取締役

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	10名 (2)	200百万円 (13)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	40 (10)
合　計 （うち社外役員）	14 (4)	241 (23)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の支給人員及び支給額には平成20年３月28日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
３．取締役の報酬限度額は、平成19年３月29日開催の第62期定時株主総会において年額４億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成19年３月29日開催の第62期定時株主総会において年額７千万円以内と決議いただいております。
５．上記のほか、平成20年３月28日開催の第63期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役２名に対し76百万円支給しております。また、平成21年３月27日開催予定の第64期定時株主総会に提出予定の「退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」が承認された場合には、本総会終結の時をもって退任する取締役１名及び退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給対象の取締役５名に対し、総額301百万円が退任時に支払われる予定であります。

(4)　社外役員に関する事項

イ．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

・監査役小泉英之氏は、日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しております。

・監査役森本　宏氏は、日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しております。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役　大石友子	当事業年度に開催された取締役会30回のうち27回に出席いたしました。大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　佐野利勝	就任後、当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に出席いたしました。主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験に基づく経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　小泉英之	当事業年度に開催された取締役会30回のうち28回に出席し、監査役会９回のうちすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　森本　宏	当事業年度に開催された取締役会30回のうち26回に出席し、監査役会９回のうちすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス等について適宜、必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第423条第１項の最低責任限度額であります。

５．会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

(2)　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　　30百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　40百万円

（注）１．①の報酬等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。

２．新日本監査法人は、平成20年７月１日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

(3)　非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制システムの構築の助言等であります。

(4)　会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、次に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第４項第６号及び第５項の規定に基づき、取締役会において次のとおり、内部統制システムに関する基本方針及びその整備について決議・決定しております。

(1)内部統制システムに対する基本的な考え方

当社グループは、１．企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題に記載のとおり、企業活動において「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」を必要不可欠なものと認識し、そのために内部統制システムの整備を行い、コンプライアンスの強化、業務執行の効率性向上、リスク管理体制の確立を目指してまいります。また、内部統制システムにつきましては、今回、下記(2)の主に①及び④に関し、一部内容を見直しましたが、今後も社会要請あるいは環境の変化に対応した見直しを随時行い、その改善と充実を図ってまいります。

(2)内部統制システムに関する具体的な内容

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び従業員に対して、日常の行動指針を明示するとともに、社内でのコンプライアンス教育を適宜実施しております。また、当社において重要なテーマである知的財産権や製造物責任に関しましては、専門部門によるチェック体制をとっております。更に「千趣会グループコンプライアンスポリシー」を制定するとともに、法令や社内規則違反に対し早期に対処するため内部通報制度としての企業倫理ヘルプラインを開設しており、役員及び従業員にコンプライアンス上の問題が生じた場合には、それぞれ監査委員会又は企業倫理コンプライアンス委員会に付議し、審議することとしております。

なお、コンプライアンスを統括する法務本部内に監査部を設置し、財務報告に係る内部統制の運用・評価を行うとともに、業務運営の状況把握と改善を図る目的で内部監査を実施し、社長に報告する体制をとっております。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につきましては、文書取扱規程などに基づき保存・管理を徹底し、重要な機密事項に関しましては、機密文書取扱規程を設け厳重に管理を行っております。また、この情報は、取締役及び監査役がイントラネット（企業内ネットワーク）にて常時閲覧可能な状態にしております。なお、重要な規程の改定は、取締役会の承認を得て実施しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営の根幹に係るリスクを10のリスクに分類し、各リスクごとに所管部又は委員会を設けることで管理体制を明確にし、問題発生時に迅速に対応する体制を整えたうえで、経営会議のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に報告する体制をとっております。また、必要に応じ各リスクごとにマニュアルを整備し、具体的な対応が図れる体制をとっております。取締役の不測の事態に対する体制につきましても規程を定めており、円滑に業務代行が行える体制をとっております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の透明性の向上と監督機能の強化を図るため、社外取締役（非常勤）制度を導入するとともに、経営の意思決定の迅速化と効率化を図るため、「執行役員制度」並びに「事業本部制」を導入しております。また、「取締役会」とは別に主に常勤役員で構成する「経営会議」及び本部長で構成する「本部長会議」を設け、迅速な意思決定を行える体制を

とることとしております。原則として、各本部長には執行役員が就任し、役付取締役は担当役員として各本部長の監督・指導等を行っております。

一方、社規、決裁事項に関する規程を制定し、取締役会、経営会議、本部長会議、監査役会等の役割、従業員の職位、職務分担、職務権限、役割決裁権限等を明確にすることで、業務の効率性を高めることとしております。なお、組織業績のモニタリング・評価指標の策定を効果的に支援するＢＳＣ（バランス・スコアカード）を活用する手法を導入し、経営会議によるレビューと結果のフィードバックを実施するシステムを構築しております。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、関係会社管理規程を策定し、関係会社ごとに当社内に主管部を置き、子会社の重要な事項についてチェックを行うとともに、指導・助言・評価を行うなど、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、グループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。また、監査法人と当社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行っております。一方、コンプライアンスに関するグループ会社共通の規程を制定し、グループ会社の従業員に対して共通の教育を実施することとしております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会の求めに応じ、監査役専任スタッフ１名を置いております。また、監査役専任スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重することとしております。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、必要に応じ主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受けるとともに、各リスク管理委員会や企業倫理ヘルプラインにおける重大な事項その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告することとしております。また、監査役監査の定期的な実施により、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施する一方、監査役が閲覧を必要とする資料は、要請によりいつでも閲覧ができるものとしております。更に、内部監査部門が実施した監査結果について監査役に報告することとしております。また、監査役は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施しております。

なお、監査役からの要請があれば、監査役が専門家の助言を得られるべく対応することとしております。

７．会社の支配に関する基本方針

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上・株主の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の向上を実現するため、前「中期経営計画」に引続き、平成20年１月から平成22年12月までの３年間を計画期間とする新たな「中期経営計画」を策定し実行しております。当社は、この「中期経営計画」を着実に実行することが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様のご期待に応えるところであると確信しております。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

当社は、これまでも、平成19年３月29日開催の第62期定時株主総会において、有効期間を平成19年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする平時の買収防衛策として「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下「前プラン」といいます。）を導入いたしておりましたが、その後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策のあり方につき、その後も検討を進めてまいりました。その結果、平成20年３月28日開催の第63期定時株主総会において、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向

上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、前プランを一部改訂し、継続することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）

Ⅳ．上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

１．基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ．の取組み）について

　上記Ⅱ．に記載した各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

　したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

２．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ．の取組み）について

（１）本プランが基本方針に沿うものであること

　本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

（２）当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、①経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を完全に充足していること、②株主総会において、所定の定款変更を行い、定款の定めに基づき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続され、かつ、いわゆるサンセット条項が設けられているなど株主の皆様の意思を重視するものであること、③特別委員会を設置していること、④デッドハンド型買収防衛策ではないことなどから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

連結貸借対照表

（平成20年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**(49,998)**
現金及び預金	7,670
受取手形及び売掛金	10,888
有価証券	524
たな卸資産	16,497
繰延税金資産	1,009
未収入金	8,028
その他	5,695
貸倒引当金	△316
固定資産	**(54,060)**
有形固定資産	**(28,536)**
建物及び構築物	15,059
機械装置及び運搬具	1,133
器具及び備品	1,162
土地	11,168
建設仮勘定	13
無形固定資産	**(5,465)**
のれん	2,963
その他	2,502
投資その他の資産	**(20,058)**
投資有価証券	11,368
長期貸付金	826
保証金及び敷金	1,626
繰延税金資産	1,546
その他	4,894
貸倒引当金	△203
資産合計	**104,059**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**(54,153)**
支払手形及び買掛金	8,527
短期借入金	9,957
一年内償還予定社債	66
未払金	6,508
ファクタリング未払金	15,789
未払費用	1,854
未払法人税等	194
未払消費税等	289
販売促進引当金	346
為替予約	9,788
その他	831
固定負債	**(5,631)**
社債	168
長期借入金	4,112
再評価に係る繰延税金負債	764
退職給付引当金	45
役員退職慰労引当金	335
その他	206
負債合計	**59,784**
純資産の部	
株主資本	**(54,830)**
資本金	20,359
資本剰余金	21,038
利益剰余金	14,064
自己株式	△631
評価・換算差額等	**(△10,584)**
その他有価証券評価差額金	△1,312
繰延ヘッジ損益	△2,038
土地再評価差額金	△7,103
為替換算調整勘定	△130
少数株主持分	**(29)**
純資産合計	**44,274**
負債・純資産合計	**104,059**

連結損益計算書

（自　平成20年１月１日
至　平成20年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		158,285
売上原価		81,912
売上総利益		76,373
販売費及び一般管理費		73,960
営業利益		2,413
営業外収益		
受取利息及び配当金	442	
協賛金収入	103	
その他	377	924
営業外費用		
支払利息	162	
複合金融商品評価損	1,331	
持分法による投資損失	247	
為替差損	5,904	
その他	245	7,890
経常損失		4,553
特別利益		
固定資産売却益	245	245
特別損失		
固定資産売却及び除却損	759	
投資有価証券評価損	594	
投資有価証券売却損	28	
減損損失	153	
特別退職金	48	
ゴルフ会員権評価損	2	
貸倒引当金繰入額	1	
前期損益修正損	943	2,531
税金等調整前当期純損失		6,838
法人税、住民税及び事業税		444
法人税等調整額		△455
少数株主利益		5
当期純損失		6,833

連結株主資本等変動計算書

（自　平成20年１月１日
至　平成20年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年12月31日残高	20,359	21,038	22,253	△630	63,020
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,027		△1,027
当期純損失			△6,833		△6,833
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩し			△256		△256
連結範囲の変動及び持分法適用範囲の変動			△70		△70
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	0	△8,188	△1	△8,190
平成20年12月31日残高	20,359	21,038	14,064	△631	54,830

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成19年12月31日残高	486	△185	△7,359	△16	△7,074	10	55,955
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,027
当期純損失							△6,833
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩し							△256
連結範囲の変動及び持分法適用範囲の変動							△70
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,798	△1,853	256	△114	△3,509	18	△3,491
連結会計年度中の変動額合計	△1,798	△1,853	256	△114	△3,509	18	△11,681
平成20年12月31日残高	△1,312	△2,038	△7,103	△130	△10,584	29	44,274

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　13社

主要な連結子会社の名称　千趣会ゼネラルサービス（株）
千趣ロジスコ（株）
千趣会コールセンター（株）
（株）ディアーズ・ブレイン

（株）ディアーズ･ブレインは、平成20年５月の株式追加取得に伴い、持分法適用関連会社から連結子会社となりました。ただし、みなし取得日を当中間連結会計期間末としているため、損益につきましては当中間連結会計期間までは持分法により反映しております。

（株）フューチャーコンパスは平成20年12月に清算結了しております。

(2) 非連結子会社の数　11社

主要な非連結子会社の名称　千趣会香港有限公司

連結の範囲から除いた理由‥‥‥上記非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数　４社

持分法を適用した主要な非連結子会社の名称　千趣会香港有限公司

(2) 持分法を適用した関連会社の数　２社

持分法を適用した主要な関連会社の名称　（株）センテンス
（株）モバコレ

（株）ディアーズ・ブレインは、平成19年11月に株式取得に伴い当中間連結会計期間は持分法の適用範囲に含めておりましたが、平成20年５月の株式追加取得に伴い持分法適用関連会社から連結子会社となりました。また、みなし取得日を当中間連結会計期間末としたため、当中間連結会計期間については持分法を適用し、その損益を持分法による投資損失に含めております。

（株）モバコレは、重要性が増したため、当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日と連結決算日との差異が６ヶ月を超える会社については、連結決算日直近となる当該会社の中間決算日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

益諾偉信息技術（上海）有限公司

持分法を適用しない理由……… 上記持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は全て連結決算日と同一であります。

なお、（株）ディアーズ・ブレインは、当連結会計年度において、決算日を６月30日から12月31日に変更しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券のうち時価のあるものは、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

主として月別総平均法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	38～50年
機械装置及び運搬具	12年

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が53百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ53百万円増加しております。

②無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金

販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

③退職給付引当金

一部の連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

④役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社の役員及び当社執行役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく連結会計年度末要支給額の100％を引当しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 販売促進費の会計処理

当社は通信販売を行っており、販売促進費のうち、翌連結会計年度の売上高に対応するカタログ関係費用は、前払費用として流動資産の「その他」に含めて計上しております。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

５．連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

６．のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで無形固定資産に一括表示しておりました「のれん」は、重要性が増加したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度末の無形固定資産に含まれる「のれん」の金額は227百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．有形固定資産の減価償却累計額　32,395百万円

３．担保に供している資産の内訳

(1) 担保資産

現金及び預金（定期預金）	15百万円
建物及び構築物	1,003百万円
計	1,018百万円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	287百万円
一年内償還予定社債	66百万円
社債	168百万円
長期借入金	730百万円
計	1,251百万円

４．保証債務

銀行借入金に対する保証

従業員住宅ローン利用者　30百万円

５．「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日　平成12年３月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△2,606百万円

連結損益計算書に関する注記

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．前期損益修正損

円相場が急騰している現状を踏まえて、為替関連の諸契約を見直した結果、時価法で処理すべきデリバティブ契約を繰延ヘッジ処理していたことが判明いたしました。かかる処理を訂正した結果、前期損益修正損943百万円を特別損失に計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数　47,630,393株

３．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年３月28日定時株主総会	普通株式	653	14	平成19年12月31日	平成20年３月31日
平成20年７月31日取締役会	普通株式	373	8	平成20年６月30日	平成20年９月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年３月27日定時株主総会	普通株式	420	利益剰余金	9	平成20年12月31日	平成21年３月30日

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　947円19銭

２．１株当たり当期純損失　146円29銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成20年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	(46,518)	**流動負債**	(51,129)
現金及び預金	4,972	支払手形	2,114
受取手形	84	買掛金	5,639
売掛金	10,441	短期借入金	8,000
有価証券	7	一年内返済予定長期借入金	1,670
商品	16,154	未払金	5,913
貯蔵品	64	ファクタリング未払金	15,789
前払費用	3,314	未払費用	1,051
繰延税金資産	871	未払法人税等	11
短期貸付金	691	未払消費税等	206
未収入金	7,966	預り金	454
その他	2,237	販売促進引当金	337
貸倒引当金	△287	為替予約	9,788
固定資産	(53,095)	その他	152
有形固定資産	(24,880)	**固定負債**	(4,388)
建物	11,370	長期借入金	3,330
構築物	398	再評価に係る繰延税金負債	764
機械及び装置	1,081	役員退職慰労引当金	289
車両運搬具	6	その他	4
器具及び備品	926	**負債合計**	**55,517**
土地	11,095	**純資産の部**	
建設仮勘定	0	**株主資本**	(54,461)
無形固定資産	(2,447)	**資本金**	(20,359)
のれん	122	**資本剰余金**	(21,038)
借地権	139	資本準備金	19,864
ソフトウェア	2,012	その他資本剰余金	1,174
その他	172	**利益剰余金**	(13,695)
投資その他の資産	(25,767)	利益準備金	1,118
投資有価証券	10,163	その他利益剰余金	12,576
関係会社株式	7,011	固定資産圧縮積立金	69
長期貸付金	2,508	海外投資等損失準備金	36
繰延税金資産	1,367	別途積立金	13,600
保証金及び敷金	893	繰越利益剰余金	△1,129
長期前払費用	116	**自己株式**	(△631)
その他	4,465	**評価・換算差額等**	(△10,364)
貸倒引当金	△759	その他有価証券評価差額金	△1,223
		繰延ヘッジ損益	△2,038
		土地再評価差額金	△7,103
		純資産合計	**44,096**
資産合計	**99,613**	**負債・純資産合計**	**99,613**

損益計算書

（自　平成20年１月１日
至　平成20年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**150,729**
売上原価		**79,081**
売上総利益		**71,647**
販売費及び一般管理費		**69,294**
営業利益		**2,353**
営業外収益		
受取利息及び配当金	935	
その他	318	1,253
営業外費用		
支払利息	141	
複合金融商品評価損	1,199	
為替差損	5,892	
その他	226	7,461
経常損失		**3,853**
特別利益		
固定資産売却益	24	24
特別損失		
固定資産売却及び除却損	736	
投資有価証券評価損	594	
貸倒引当金繰入額	551	
関係会社株式評価損	309	
子会社整理損	43	
ゴルフ会員権評価損	2	
前期損益修正損	943	3,180
税引前当期純損失		**7,009**
法人税、住民税及び事業税		104
法人税等調整額		△396
当期純損失		**6,717**

株主資本等変動計算書

（自　平成20年１月１日
　至　平成20年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	海外投資等損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年12月31日残高	20,359	19,864	1,174	21,038	1,118	73	34	13,600	6,871	21,697	△630	62,464
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩し						△3			3	－		－
海外投資等損失準備金の繰入							8		△8	－		－
海外投資等損失準備金の取崩し							△5		5	－		－
剰余金の配当									△1,027	△1,027		△1,027
当期純損失									△6,717	△6,717		△6,717
自己株式の取得											△1	△1
自己株式の処分			0	0							0	0
土地再評価差額金の取崩し									△256	△256		△256
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	△3	2	－	△8,001	△8,001	△1	△8,003
平成20年12月31日残高	20,359	19,864	1,174	21,038	1,118	69	36	13,600	△1,129	13,695	△631	54,461

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年12月31日残高	498	△185	△7,359	△7,046	55,418
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩し					－
海外投資等損失準備金の繰入					－
海外投資等損失準備金の取崩し					－
剰余金の配当					△1,027
当期純損失					△6,717
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩し					△256
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,722	△1,853	256	△3,318	△3,318
事業年度中の変動額合計	△1,722	△1,853	256	△3,318	△11,321
平成20年12月31日残高	△1,223	△2,038	△7,103	△10,364	44,096

個別注記表

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

月別総平均法による低価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	38～50年
機械及び装置	12年

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が52百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ52百万円増加しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 販売促進引当金

　販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

　役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額100％を引当しております。

４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

　外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．販売促進費の会計処理

　当社は通信販売を行っており、販売促進費のうち、翌期の売上高に対応するカタログ関係費用は前払費用に含めて計上しております。

６．リース取引の処理方法

　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．ヘッジ会計の方法

　繰延ヘッジ処理によっております。

８．消費税等の会計処理

　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．有形固定資産の減価償却累計額　31,239百万円

３．保証債務

銀行借入金に対する保証

従業員住宅ローン利用者　30百万円

４．関係会社に対する短期金銭債権　976百万円

関係会社に対する長期金銭債権　2,138百万円

関係会社に対する短期金銭債務　152百万円

５．「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日　平成12年３月31日

再評価を行った土地の当期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額　△2,606百万円

損益計算書に関する注記

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．関係会社との取引高

売上高　131百万円

営業費用　12,226百万円

営業取引以外の取引高　609百万円

３．前期損益修正損

円相場が急騰している現状を踏まえて、為替関連の諸契約を見直した結果、時価法で処理すべきデリバティブ契約を繰延ヘッジ処理していたことが判明いたしました。かかる処理を訂正した結果、前期損益修正損943百万円を特別損失に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．当事業年度の末日における自己株式の数　　普通株式　　917,908株

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

（1）流動の部

繰延税金資産	百万円
繰越欠損金	1,804
繰延ヘッジ損益	461
未払賞与	146
その他	265
繰延税金資産小計	2,677
評価性引当額	1,804
繰延税金資産合計	873

繰延税金負債	百万円
未払消費税等　他	1
繰延税金負債合計	1
繰延税金資産の純額	871

（2）固定の部

繰延税金資産	百万円
繰延ヘッジ損益	923
複合金融商品評価損	563
投資有価証券	549
投資有価証券評価損	398
その他	1,202
繰延税金資産小計	3,637
評価性引当額	2,101
繰延税金資産合計	1,535

繰延税金負債	百万円
投資有価証券	92
その他	75
繰延税金負債合計	168
繰延税金資産の純額	1,367

2．再評価に係る繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	百万円
再評価に係る繰延税金資産	3,325
評価性引当額	3,325
再評価に係る繰延税金資産合計	－

繰延税金負債	百万円
再評価に係る繰延税金負債	764
再評価に係る繰延税金負債の純額	764

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上している固定資産の他、器具及び備品等の一部については所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係		取引の内容(注)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員等の兼任	事業上の関係				
子会社	㈱ディアーズ・ブレイン	直接98.2%	兼任２人	資金の貸付	資金の貸付	1,956	短期貸付金	591
					貸付金の回収	495	長期貸付金	869
					利息の受取	14	―	―

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　943円99銭

２．１株当たり当期純損失　143円80銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年２月18日

株式会社　千　趣　会
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤原祥孝　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　廣田壽俊　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社千趣会の平成20年１月１日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千趣会及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年２月18日

株式会社　千　趣　会

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤原祥孝　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　廣田壽俊　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社千趣会の平成20年１月１日から平成20年12月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成20年１月１日から平成20年12月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第１号の基本方針及び第２号の各取組みについて、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第２号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年２月20日

株式会社　千趣会　監査役会

常勤監査役　鳥取捷二　㊞

常勤監査役　猪田義廣　㊞

社外監査役　小泉英之　㊞

社外監査役　森本　宏　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等、諸般の情勢を勘案するとともに、年間配当性向30％を目標として安定的な配当の維持及び継続的な利益還元を実施させていただく方針としております。

当期純利益は赤字となりましたが、このような方針に基づき、期末配当は次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金９円　　総額　420,412,365円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年３月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。）が平成21年１月５日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して１年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第７条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第６条第１項に基づき、平成21年１月５日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削　除）
（自己の株式の取得） 第８条　（条文省略）	（自己の株式の取得） 第７条　（現行どおり）
（単元未満株式の買増し） 第９条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	（単元未満株式の買増し） 第８条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第10条　当会社の単元株式数は、100株とする。 ２．当会社は、第７条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。	（単元株式数） 第９条　（現行どおり） ２．（削　除）
（単元未満株式についての権利） 第11条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 ３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 ４．第９条に定める請求をする権利	（単元未満株式についての権利） 第10条　（現行どおり） １．（現行どおり） ２．（現行どおり） ３．（現行どおり） ４．第８条に定める請求をする権利

現　　行　　定　　款	変　　　更　　　案
（株式取扱規則） 第12条　　（条文省略） （株主名簿管理人） 第13条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	（株式取扱規則） 第11条　　（現行どおり） （株主名簿管理人） 第12条　　（現行どおり） ２．　　（現行どおり） ３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
第14条 ～　　（条文省略） 第41条	第13条 ～　　（現行どおり） 第40条
（新　設）	附則
（新　設）	（経過措置） 第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（新　設）	第２条　前条及び本条は、平成22年１月５日まで有効とし、翌日をもって前条及び本条を削るものとする。

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
1	行　待　裕　弘 （昭和７年１月30日生）	昭和28年10月　味楽会入社 昭和30年11月　当社設立、取締役に就任 昭和51年10月　当社常務取締役 昭和60年１月　当社専務取締役 平成３年10月　当社取締役副社長 平成11年４月　当社代表取締役副社長 平成12年４月　当社代表取締役社長（現任）	(1) 495,036株 (2) なし
2	田　川　喜　一 （昭和22年９月25日生）	昭和41年３月　当社入社 平成９年６月　当社取締役 平成13年３月　当社取締役執行役員 平成17年３月　当社常務取締役 平成20年３月　当社専務取締役（現任） 平成21年１月　当社ファッション事業本部、ライフスタイル事業本部、育児事業本部、マンスリー事業本部、ギフト＆グルメ事業本部、アトピュラン開発室、営業部を担当（現任）	(1) 21,800株 (2) なし
3	田　辺　道　夫 （昭和21年７月23日生）	昭和42年４月　当社入社 平成９年６月　当社取締役 平成13年３月　当社取締役執行役員 平成17年３月　当社常務取締役 平成20年３月　当社専務取締役（現任） 平成21年１月　当社経営企画部、総務本部、法務本部、業務本部、マーケティング本部、制作本部、国際本部を担当（現任）	(1) 6,200株 (2) なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
4	澤　本　荘　八 （昭和23年２月９日生）	昭和47年３月　当社入社 平成９年６月　当社取締役 平成13年３月　当社取締役執行役員 平成17年３月　当社常務取締役（現任） 平成21年１月　当社東京本社及び東京事業本部、東京総務・広報部、BIO研究室を担当（現任）	(1) 16,240株 (2) なし
5	朝　田　　　郁 （昭和29年４月１日生）	昭和57年３月　当社入社 平成17年３月　当社執行役員 平成18年３月　当社取締役執行役員 平成20年３月　当社取締役常務執行役員（現任） 平成21年１月　当社マンスリー事業本部長兼企画本部長兼マンスリー事業本部商品開発部長（現任）	(1) 3,200株 (2) なし
6	大　石　友　子 （昭和29年11月８日生）	昭和52年４月　㈶ヤマハ音楽振興会に勤務 昭和63年２月　㈶横浜市女性協会に勤務 平成９年６月　㈶女性労働協会に勤務 平成13年４月　京都学園大学経営学部教授（現任） 平成18年３月　当社取締役（現任）	(1) 0株 (2) なし
7	佐　野　利　勝 （昭和20年７月12日生）	昭和44年６月　㈱三井銀行に入行 平成９年６月　㈱さくら銀行取締役資金証券企画部長 平成12年４月　同行常務執行役員名古屋支店長 平成13年４月　三井生命保険㈿常務執行役員 平成13年７月　同社取締役常務執行役員 平成17年６月　SMBCコンサルティング㈱代表取締役社長 平成20年３月　当社取締役（現任）	(1) 0株 (2) なし

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
8	峯岡繁充 （昭和26年10月17日生）	昭和52年７月　当社入社 平成13年８月　当社テーマ開発部長 平成17年３月　当社執行役員 平成20年３月　当社常務執行役員（現任） 平成21年１月　当社ファッション事業本部長兼ファッション事業本部ブランドファッション開発部長（現任）	(1) 2,700株 (2) なし
9	星野裕幸 （昭和34年12月10日生）	昭和57年９月　当社入社 平成17年１月　経営戦略部長 平成18年３月　当社執行役員（現任） 平成21年１月　当社東京事業本部長（現任）	(1) 1,500株 (2) なし

（注）１．取締役候補者のうち大石友子及び佐野利勝の両氏は、社外取締役候補者であります。

２．大石友子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。佐野利勝氏は主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験等を経営に反映していただくため選任をお願いするものであります。

３．佐野利勝氏が三井生命保険㈱の取締役に在任中の平成17年６月10日、団体定期保険、団体年金保険及び団体扱いの保険について、法定書類に定められた対象の範囲外の保険契約者又は被保険者の契約を発生させたことに関し、保険業法第132条第１項に基づき、同社は金融庁より業務改善命令を受けました。また、同社において、保険業法第128条に基づく報告徴求命令「保険金等の支払状況に係る実態把握について」に関する調査を完了し、金融庁へ平成19年12月７日に報告を行っておりますが、調査の結果、平成13年度から平成17年度の間に、保険金等の追加的な支払いを要することが判明した保険金等は、124,047件、5,245百万円となることが判明しております。佐野利勝氏は、平成13年７月より平成17年６月まで、同社の取締役として在任しておりました。なお、「保険金等」とは、保険金・給付金・失効返戻金・遅延利息等を指します。また、三井生命保険㈱は平成16年４月に相互会社から株式会社への組織変更を行っております。

４．大石友子及び佐野利勝の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって大石友子氏は３年、佐野利勝氏は１年となります。

５．当社は、大石友子及び佐野利勝の両氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第１項で定める責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第２項の規定に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
増　井　高　一 （昭和25年11月17日生）	昭和61年３月　公認会計士登録 昭和61年７月　税理士登録 昭和62年７月　公認会計士 増井高一事務所設立、同事務所代表（現任） 平成元年１月　マス・マネジメント㈱設立、代表取締役に就任（現任）	(1) 0株 (2) なし

（注）１．補欠監査役候補者増井高一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

２．増井高一氏は、公認会計士及び税理士として長年培われた財務及び会計に関する知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけるものと期待し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

３．本選任に関しましては、就任前であれば取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取消すことができることとさせていただきます。

４．増井高一氏が原案どおり選任され、就任された場合には、定款の規定に基づき、会社法第427条第１項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます藤由和秀氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、当社は、平成20年12月31日をもって退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金制度を廃止することを、平成21年１月29日開催の取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第３号議案が原案どおり承認可決されることを条件として重任することとなる下記（２）に記載の取締役５名に対し、平成20年12月31日までの在任期間をもとに、それぞれ当社所定の基準に従い、相当額の退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的な金額、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、支給の時期は、各氏が取締役を退任した時といたしたいと存じます。

（１）退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
藤　由　和　秀	平成17年３月　　当社取締役、現在に至る

（２）退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴	
行　待　裕　弘	昭和30年11月	当社設立、取締役に就任
	昭和51年10月	当社常務取締役
	昭和60年１月	当社専務取締役
	平成３年10月	当社取締役副社長
	平成11年４月	当社代表取締役副社長
	平成12年４月	当社代表取締役社長、現在に至る
田　川　喜　一	平成９年６月	当社取締役
	平成17年３月	当社常務取締役
	平成20年３月	当社専務取締役、現在に至る
田　辺　道　夫	平成９年６月	当社取締役
	平成17年３月	当社常務取締役
	平成20年３月	当社専務取締役、現在に至る
澤　本　荘　八	平成９年６月	当社取締役
	平成17年３月	当社常務取締役、現在に至る
朝　田　　　郁	平成18年３月	当社取締役、現在に至る

以　上

株主総会会場ご案内略図

会　　場

大阪市北区同心一丁目８番９号
株式会社千趣会本社２階　ホール
ＴＥＬ（06）6881-3100

交 通 案 内

●ＪＲ大阪環状線天満駅より徒歩約15分、桜ノ宮駅より徒歩約10分
●ＪＲ東西線大阪天満宮駅より徒歩約10分
●地下鉄堺筋線又は谷町線南森町駅より徒歩約13分
●地下鉄堺筋線扇町駅より徒歩約13分
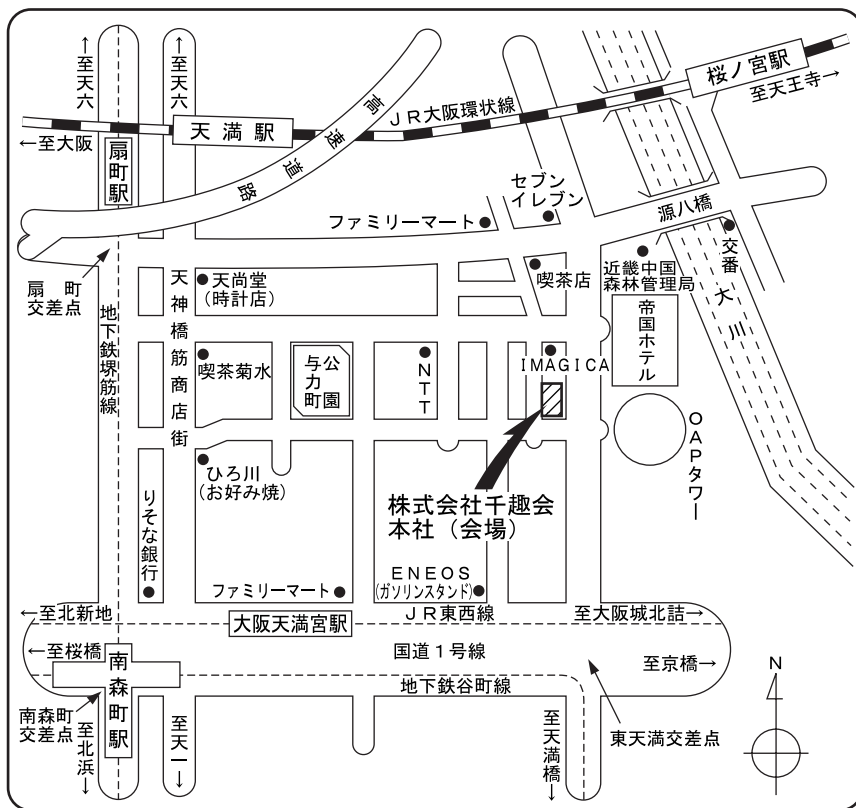
（お願い）当会場には駐車場がございませんので、誠に恐縮ながらご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。